

水 振 第 535 号
令和 7 年 2 月 7 日

岩手海区漁業調整委員会
会 長 湊 謙 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 7 管理年度における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 4 項の規定により、農林水産大臣からすけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第 16 条第 1 項に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課
資源管理担当 平嶋
Tel：019-629-5815
Fax：019-629-5824
E-mail：m-hirasima@pref.iwate.jp

(案)

令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、するめいか、ぶり、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

| 特定水産資源 | 管理区分 | 採捕に係る水域 | 管理の手法 | 知事管理 漁獲可能量 | 備考 |
|-----------------|-------|--------------------------------------|--------|------------------|-----------------------------|
| すけとうだら 太平洋系群 | 全ての漁業 | 左記漁業がすけ とうだら太平洋 系群の採捕を行 う水域 | 漁獲量の総量 | 現行水準 (※1) | |
| するめいか | 全ての漁業 | 左記漁業がする めいかの採捕を 行う水域 | 漁獲量の総量 | 現行水準 (※1) | |
| ぶり | 全ての漁業 | 左記漁業がぶり の採捕を行う全 ての水域 | 漁獲量の総量 | 101,000ト ンの内数 | |
| くろまぐろ (小型魚) | 全ての漁業 | 中西部太平洋条 約海域(※2) | 漁獲量の総量 | 85.975トン | 4.525トン (5%)を県 の留保とする |
| くろまぐろ (大型魚) | 全ての漁業 | 中西部太平洋条 約海域(※2) | 漁獲量の総量 | 84.645トン | 4.455トン (5%)を県 の留保とする |

※1 国からの割当量と同じ

※2 中西部太平洋条約海域：漁業の許可及び取締りに関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。

岩手県資源管理方針（令和7年 月 日公表：抜粋）

第1 資源管理に関する基本的な事項
（略）

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- （1）水域
- （2）対象とする漁業
- （3）漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

（略）

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、特定水産資源の多くが定置漁業で採捕されている本県の漁業特性を踏まえ、漁獲量の総量による管理を基本とするが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5～第7

（略）

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 えぞあわび太平洋北部のうち岩手県周辺海域」から「別紙2-11 あいなめ太平洋北部のうち岩手県周辺海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1)～(別紙1-3)略

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県くろまぐろ(大型魚)漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締りに関する省令(昭和38年農林省令第5号)。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。
以下同じ。)

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が営む法第60条第3項に定める定置漁業及び第5項第2号に基づく小型定置漁業、法第121条第1項の規定による広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業、その他岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、**漁獲量の総量の管理**とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲可能量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超える恐れがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 本県に配分された漁獲可能量のうち、**95%(1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ)**を岩手県くろまぐろ(大型魚)漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第4 その他の資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かは、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別記のとおり

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県くろまぐろ (小型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者が営む法第60条第3項に定める定置漁業及び第5項第2号に基づく小型定置漁業、その他岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、**漁獲量の総量の管理**とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲可能量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超える恐れがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 本県に配分された漁獲可能量のうち、**95% (1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ)**を岩手県くろまぐろ (小型魚) 漁業に配分し、残りを県の**留保枠**に充てる。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

2 1の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第 4 その他の資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かは、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別記のとおり

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②に記載の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を岩手県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

岩手県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量 |
|-------|---------------------------|
| 定置漁業 | 300日 (1ヶ統あたり県平均年間操業日数) |
| いか釣漁業 | 232隻 (許可隻数) |

第 5 その他の資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙1-7)

第1 特定水産資源

すけとうだら太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県すけとうだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②に記載の対象とする漁業がすけとうだら太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がすけとうだら太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を岩手県すけとうだら漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

岩手県すけとうだら漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量(単位:許可隻数) |
|----------|----------------|
| 固定式刺し網漁業 | 813隻 (許可隻数) |

第5 その他の資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙1-8) ~ (別紙1-10) 略

(別紙 1 - 11)

第 1 特定水産資源

ぶり (ステップアップ管理対象資源)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②に記載の対象とする漁業がぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を岩手県ぶり漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他の資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

(別記) (略)

(別紙 2 - 1) ~ (別紙 2 - 11) (略)